

## 熊本県SDGsロゴマーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係)

第2条 ロゴマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き（以下「くまモン利用規程等」という。）の趣旨を遵守することを条件に、当該使用管理規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるマークをいう。

- (1) 熊本県SDGs普及啓発マーク（以下「普及啓発マーク」という。）
- (2) 熊本県SDGs登録事業者マーク（以下「登録事業者マーク」という。）
- (3) 熊本県SDGs登録制度周知用マーク（以下「登録制度周知用マーク」という。）

2 ロゴマークの使用者は、デザインを改変してはならない。

3 ロゴマークを表示した広報等には、任意の箇所に著作権表示（「©2010熊本県くまモン」又は「©2010kumamoto pref. kumamon」）を必ず表示することとする。

(普及啓発マーク)

第4条 普及啓発マークは、熊本県、県内市町村、熊本県地方創生会議、熊本県SDGs登録事業者が、SDGsの普及啓発・推進のために使用するマークをいい、別表のAとする。

2 普及啓発マークは、SDGsの普及啓発・推進のために行う広報等に限って使用できることとし、商業利用（自社・団体の製品や販促用の無償配布物等に表示することをいう。以下同じ。）はできない。

(登録事業者マーク)

第5条 登録事業者マークは、熊本県SDGs登録事業者が、SDGsの普及啓発・推進のために使用するマークをいい、別表のBとする。

2 登録事業者マークは、登録事業者がSDGsの普及啓発・推進のために行う広報等に限って使用できることとし、商業利用はできない。ただし、県が行う熊本県SDGs登録制度の周知、広報及び運用にあたっては、この限りではない。

(登録制度周知用マーク)

第6条 登録制度周知用マークは、事業者等が、熊本県SDGs登録制度の周知を行うために使用するマークをいい、別表のCとする。

2 登録制度周知用マークは、事業者等が熊本県SDGs登録制度の周知のために行う広報等に限って使用できることとし、商業利用はできない。

(使用の許可)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県の許可を受けなければならない。

2 許可を受ける場合は、「熊本県SDGsロゴマーク使用申請書」(別記第1号様式)により使用申請を行い、熊本県は、第4条から第6条の規定に合致すると認めた場合には、「熊本県SDGsロゴマーク使用承諾書」(別記第2号様式)を申請者へ送付し使用を許可することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、ロゴマークを県の機関が使用する場合は、その手続きを省略することができる。この場合、「熊本県SDGsロゴマーク使用申請書(県利用分)」(別記第3号様式)に関係書類を添えて、提出しなければならない。

4 県は、前項の規定による利用許諾又は不許諾を通知する場合、第2項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができるものとする。

(マークの取扱い)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

2 県の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

3 ロゴマークを使用できる期間は、熊本県SDGs登録事業者にあつては、登録が有効な期間中とし、有効期間の満了や登録の取消しがなされた場合は使用することができない。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、ロゴマークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第11条 県は、ロゴマークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、企画振興部企画課が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年(2021年)3月31日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年(2022年)4月20日から適用する。

別表：マーク一覧

マーク	記号	ロゴマーク	ロゴマークを使用できる者	マークの使用規程
普及啓発マーク	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県</li> <li>・ 県内市町村</li> <li>・ 熊本県地方創生会議</li> <li>・ 熊本県SDGs登録事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGsの普及啓発・推進のために行う広報等に表示することはできない。</li> </ul> <p>&lt;使用例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員、社員用の名刺への表示</li> <li>・ ホームページへの掲載</li> <li>・ 企業等の紹介パンフレット等への掲載</li> </ul> <p>※上記以外への使用については、個別に判断。</p>
登録事業者マーク	B		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県SDGs登録事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録事業者がSDGsの普及啓発・推進のために行う広報等に表示することはできない。</li> </ul> <p>&lt;使用例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員用の名刺への表示</li> <li>・ ホームページへの掲載</li> <li>・ 企業等の紹介パンフレット等への掲載</li> </ul> <p>※上記以外への使用については個別に判断。</p>
登録制度周知マーク	C	<p>登録企業専用ロゴマーク</p>  <p>©2010 熊本県くまモン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県SDGs登録制度の周知を行う者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用は、熊本県SDGs登録制度の周知を行う者に限る。</li> <li>・ 熊本県SDGs登録制度の周知のために行う広報誌等への掲載に使用することとし、自社の製品や販促用の無償配布物、名刺等に表示することはできない。</li> </ul> <p>&lt;使用例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌への掲載（登録制度の周知に限る）</li> </ul>